

新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

(戸隠観光協会員施設共通項目・第2版)

令和2年9月28日

一般社団法人戸隠観光協会

1 本ガイドラインについて

本ガイドラインは、現状における政府、県の方針に従い、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図った上で必要と考えられる対策を示したものです。当協会としては、会員個々の施設の規模や業態等を勘案し、各業界が示しているガイドラインの徹底を図るとともに、各施設の実情に合わせた対策を講じることとします。

なお、最新の新型コロナウイルス感染症の感染予防に係る国、県の方針、施設利用者の要望、事業者側の受け入れ環境等を踏まえ、必要な見直しを行っていきます。

(参考) 政府における具体的な対策の検討にあたっての考え方

国の専門家会議の提言に従って、政府において本対策の検討にあたって留意した点

- ・動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討
- ・接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（券売機、自動販売機、施設窓口、ドアノブ等）には特に注意
- ・飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人の距離がどの程度保てるか、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価

2 感染拡大防止のための対策について

(1) 留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

①留意すべき基本原則

インフルエンザの流行期を迎え、発熱等、新型コロナウイルスと症状では判断できないことが想定されるため、既に自覚症状のある方には戸隠への来訪を控えるよう告知、要請する。その上で、以下の感染防止策を実施する。

- ・従業員と観光客及び観光客同士の接触を極力回避し、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）
- ・観光客の整理（入館時や休憩スペース等で密にならないよう対応）
- ・入場者の検温実施の励行
- ・発熱等風邪症状のある方へ施設利用を控えるよう案内
- ・出入口及び施設内における手指消毒設備の設置
- ・マスクの着用（従業員及び観光客に対する周知）
- ・施設及び客室の換気
- ・施設内の定期的な消毒の実施
- ・受付、売店、食事処等、多くの観光客が密集しやすい場所での感染防止
- ・観光客への定期的な手洗い・消毒の要請
- ・従業員に対する毎日の体温測定、健康チェックの励行

②各エリア・場面の共通事項

- ・他者と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所の縮小
- ・複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒
- ・人と人が対面する場所は、対人距離を確保するか、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで飛沫感染を防止
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗い、手指消毒の徹底
- ・観光客や従業員がいつでも使えるようにアルコール消毒液を施設内（休憩スペース、共用トイレ等）に設置
- ・観光客、従業員の中に無症状感染者がいる可能性があることを踏まえて、感染防止策を実施

(2) 各エリアにおける留意点

①入館時（ロビー等）

- ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛、けん怠感等の症状がある人は申し出るよう呼び掛け
※施設利用者から申し出があった場合、同意を得た上で、速やかに保健所（帰国者・接触者相談センター）へ連絡し、その指示に従う
- ・万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取扱に十分注意しながら、観光客等の名簿を適正に管理
- ・入口及び券売機付近等不特定多数が利用する場所に手指の消毒設備（アルコール等）を設置
- ・入館の際に手指消毒を依頼
- ・接客の際、対人距離の確保または、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで飛沫感染を防止
- ・団体客等がチケットを購入する際、代表者がまとめて行うよう促すとともに、他の客が一つの場所に固まらず、分散して待機するよう要請

②展示・イベントスペース

- ・間隔を空けた待ち位置を表示する等して、観光客同士の距離を確保
- ・ドアノブ、手すり、自動販売機等の頻繁な清拭消毒
- ・施設、設備等の案内は従業員による説明を最小限とし、文書の配布や動画の照会等を導入
- ・ツアー等のチケット購入は代表者がまとめ買い、ツアー参加者は一つの場所に固まらず、分散して待機を行うよう要請

③食事関係

(食事)

- ・施設利用者に食事開始までマスク着用を要請
- ・従業員のマスク着用を徹底
- ・発熱、咳、かぜ症状のある人は入場遠慮を要請
- ・入場時、手洗い又は手指消毒の徹底
- ・利用の都度、備品の清拭消毒を徹底
- ・横並び着席の推奨、テーブル間隔の確保（空席レイアウトの変更）
- ・参加人数、滞在時間の制限
- ・会場の換気強化
- ・飲み物等の回し飲みは控えるよう要請
- ・従業員と観光客の接触機会を縮小（券売機の利用やキャッシュレス化等）
- ・料理は一人用で提供し、シェアしないよう要請

(従業員の料理提供)

- ・盛り付け担当者の衛生管理徹底
- ・従業員の衛生管理徹底
- ・下膳と同時に料理提供しない
- ・下膳作業後の手洗い、手指消毒の徹底
- ・グループ毎に食事後のテーブル等を消毒

④清掃等の作業

(展示・イベントスペース)

- ・清掃時のマスク・使い捨て手袋の着用
- ・ゴミはビニール袋で密閉して処理

(館内清掃)

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃
- ・ドアノブや、手すり等は、定期的アルコール液で清拭消毒
- ・自動販売機や券売機は自販機ボタン、取り出し口等の頻繁な清拭消毒

⑤トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する）

- ・便器内や床等は市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃
- ・不特定多数が接触する場所の清拭消毒
- ・トイレの蓋を閉めてから汚物を流すよう表示
- ・常時換気をオンにしておくなど換気に留意
- ・ハンドドライヤーや共通のタオル等は利用停止

⑥休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する）

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・常時換気
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際に、入退室前後の手洗い実施
- ・マスク着用の徹底

⑦ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗い

（3）観光客の感染疑いの際の対応

- ・万一、発熱や呼吸困難、けん怠感など、感染の疑われる観光客がいる場合、個室にて待機等、他の観光客と接触しないようにし、マスクの着用をお願いする（同行者も同様）
- ・事前に他の観光客と区分して待機する部屋等を決めておく
- ・感染の疑いのある観光客がいる場合は対応するスタッフを限定する。対応時にはマスクを着用させる
- ・長野市保健所の「新型コロナウイルス感染症有症状者相談窓口」に連絡し、感染の疑いのある観光客の状況や症状を伝え、その後は保健所からの指示に従う
平日の日中（8時30分～17時15分） 電話 026 - 226 - 9964
休日、夜間（17時15分～翌8時30分） 電話 026 - 226 - 4911（市役所代表）
- ・当日の施設利用者名簿を確認し、保健所への提出に備える
- ・施設内の他の観光客への情報提供は保健所の指示に従う

（4）利用者名簿の作成等による連絡先等の把握

感染拡大防止の観点から、施設等においては必要に応じて利用者の名簿を作成し、連絡先等を把握する。

詳細は、次頁の長野県が示している「イベント・観光施設等における参加者・利用者名簿の考え方」を参考にする。

【参考】

イベント・観光施設等における参加者・利用者名簿の考え方について

長野県

国では、感染拡大防止の観点から、イベントの主催者や施設の管理者等が、参加者・利用者の名簿を作成し、連絡先等を把握することについて広く周知するよう求めています。

名簿作成の考え方をとりまとめましたので、参考にしてください。

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合には、発症前2週間の行動調査、接触者調査を実施し、感染拡大防止に努めています。

作成していただいた名簿は、イベント参加者や施設利用者への感染拡大を防止するため、**保健所が実施する行動調査、接触者調査**に限って利用いたします。

2 利用方法

- ① 接触者と推定される方に、**利用施設から確認の電話**
(確認内容：利用実態の有無、行政への情報提供の可否)
- ② 情報提供を**承諾された方に限り、管轄保健所へ情報提供**
- ③ 保健所から協力依頼・聞き取り調査の実施
- ④ 濃厚接触者に該当する場合には健康観察等の実施

※**濃厚接触者**：患者と同居あるいは長時間の接触があった方、手で触れることのできる距離（目安1m）で、感染予防策なしで15分以上の接触があった方 等

3 留意事項

- ① **目的・利用方法を説明し、同意を得た上で作成**してください。
- ② 入口に案内板を設置するなど、利用者への周知にご配慮ください。
- ③ 個人情報保護にご留意ください。
例：A 名簿の保管は鍵付きロッカーとする。
B 目的外の使用はしない。
C 行政への情報提供の際は本人の承諾を得る。
- ④ 名簿の保管期間は概ね1か月としてください。